

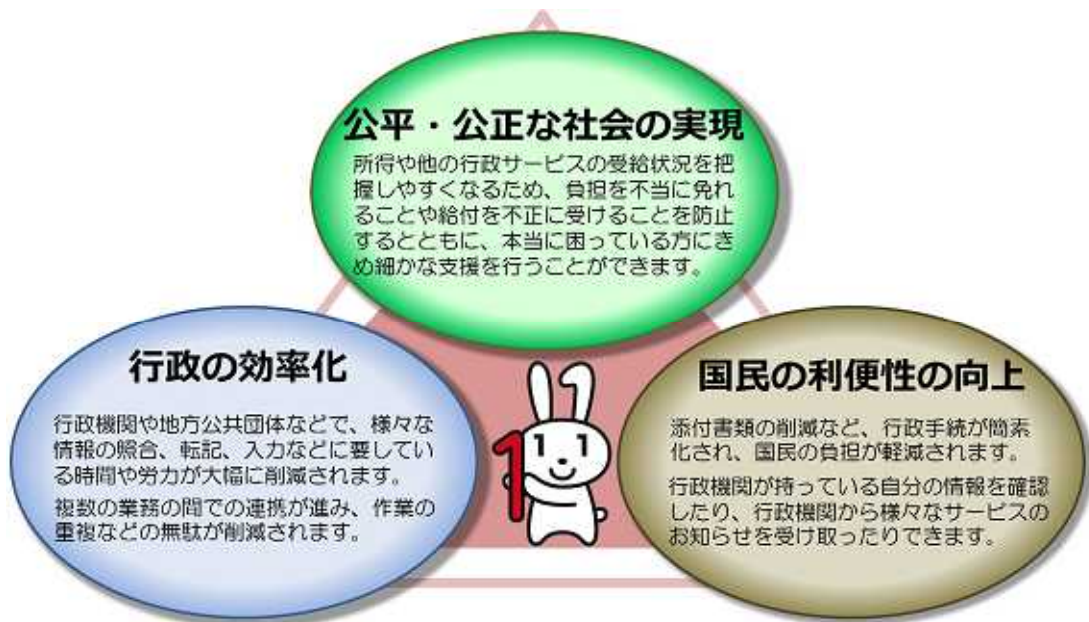
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（仮称）の制定について（詳細版）

社会保障・税番号制度（マイナンバー）制度

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が、平成 25 年 5 月 31 日に公布されました。

番号法に基づく、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」といいます。）は、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号（「マイナンバー」又は「個人番号」といいます。）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤になります。



マイナンバー制度の今後の予定

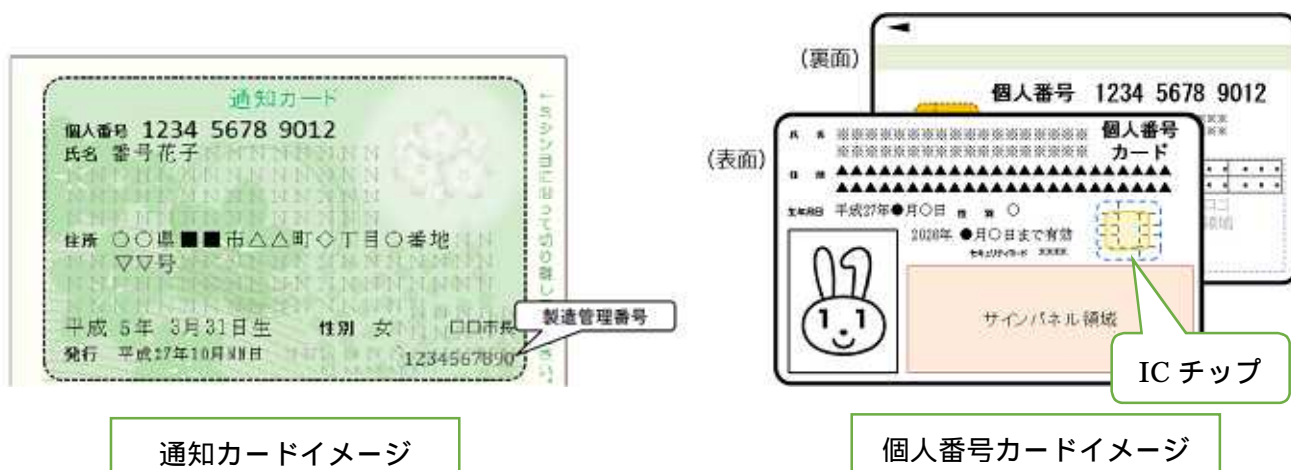
今後の予定は、平成 27 年 10 月に、皆さんにマイナンバーを通知するための通知カードが配布されます。平成 28 年 1 月以降には、様々なことに利用できる個人番号カードが申請により交付されることとなるとともに、社会保障・税・災害対策分野の手続きにマイナンバーが必要になります。皆さんは、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当そ

の他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

通知カードと個人番号カード

通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）マイナンバーが記載されたものになります

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行えることや、自治体の図書館利用証や印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。



マイナンバー制度導入に伴い、条例の規定が必要になる番号法の条文

番号法では、概ね次の条文で、条例について規定しています。なお、個人情報保護条例については、別途、対応を行っています。

第9条第2項

市町村等が個人番号を用いて手続きを行うことができるよう、定めています。また、市町村等が地域の実情を踏まえて条例で定めて行う事務（以下「独自利用事務」といいます。）について定めています。なお、独自利用事務については、「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務」が該当となり得ます。

第19条第9号

番号法では、個人情報の取扱いが地方公共団体の機関単位（町長部局と教育委員会では、機関が異なります）となっています。そのため、町長部局と教育委員会でマイナンバー

をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報」といいます。）を提供する場合を定めています。

第 18 条

個人番号カードには、IC チップが用意されており、IC チップ内は、領域を区切って、領域ごとにアプリケーションを搭載することができることとなっています。既存の住民基本台帳カードについては、条例により、その IC チップ内の空き領域を活用して、独自の利用を行うことができます。個人番号カードについても、市町村の機関で IC チップの空き領域を利用して独自利用（図書館利用証や印鑑登録証などが想定されます。）を行えるよう定めています。なお、第 2 号は、第 1 号以外（市町村以外）の空き領域の利用について定めています。

条例の必要性

番号法には別表があり、別表第一で個人番号の利用できる事務が、別表第二で特定個人情報の提供が認められる場合が規定されています。

例えば、「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務」、「地方税の賦課徴収に関する事務」、「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」等は、マイナンバー制度が開始される以前から、葉山町で行われている事務ですが、番号法別表に規定されていることから、番号法の適用を受けることとなります。

現在、葉山町が各種の事務を行うために必要な、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報等は、各課が使用しているシステムに保管されています。これらの個人情報は、マイナンバーと異なる既存の番号により紐づけされており、庁内での情報連携には、マイナンバー付番後も既存の番号が用いられます。ただし、番号法に規定されている個人情報を、番号法で規定されている事務で用いる場合、必然的に当該個人情報が、マイナンバーと紐付くため、特定個人情報と判断されます。

番号法では、他団体との情報連携については特定個人情報の「提供」として、第 19 条第 7 号・別表第二などに定められている一方、団体内の同一機関内での情報のやり取りは「提供」に該当せず、「利用」に該当することとなり、第 9 条の規定による制限を受けることとなっています。

従って、マイナンバーの利用が開始される平成 28 年 1 月までに、番号法第 9 条第 2 項の条例を制定しておかなければ、既存の事務を適切に行うことができなくなります。

なお、同一地方公共団体内の他の機関（町長部局と教育委員会のような関係）に特定個人情報を提供することは、特定個人情報の「提供」に該当しますが、同法第 19 条第 9 号に基づく条例の制定が必要となります。

参考

番号法別表第一（第九条関係）のイメージ

上段	下段
九 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
十 都道府県知事又は市町村長	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

番号法別表第二（第十九条、第二十一条関係）のイメージ

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
三十一 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
第 19 条第 7 号・別表第二が根拠	同一機関であれば、第 9 条第 2 項・ 条例 が根拠	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

条例の必要性

番号法第 9 条第 2 項では、独自利用事務についても規定しています。独自利用事務については、市町村等でマイナンバーを使用し、個人情報を相互に授受することで、国民の利便性の向上、行政の効率的な運営のため、地域の実情を踏まえて条例で定めて行う事務に関して、マイナンバーを利用できるようになっています。そのため、独自利用事務を行っていく場合には、条例の規定が必要になります。

個人番号カードについて

個人番号カードについては、市町村の機関で IC チップの空き領域を独自利用できることとなっています。国では、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 総合戦略本部)の中にマイナンバー等分科会を設置し、個人番号カードの利用等について、検討を進めています。葉山町においては、国の動向を踏まえ、検討を進めて行きます。

参考条文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号。「番号法」)(抄)

(利用範囲)

第九条

1 略

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 略

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条

一～八 略

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十～十四 略

(個人番号カードの利用)

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例(第二号の場合にあつては、政令)で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。

この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

- 一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- 二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であって政令で定めるもの 当該事務

条例の骨子

条例については、番号法に規定されている事務については、包括一括方式により規定し、団体内の同一機関内での特定個人情報のやり取りと、同一地方公共団体内の他の機関での特定個人情報のやり取りを可能にします。また、独自利用事務については、別表を定め事務を規定するとともに、利用できる特定個人情報を規定します。

独自利用事務については、別表で事務を定める（別表第1）とともに、利用できる特定個人情報と特定個人情報を保有している事務を定めます（別表第2）。同一地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供する場合も同様（別表第3）です。独自利用事務のより具体的な内容については、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（仮称）を定めて規定します。

独自利用事務については、事務の根拠が法令によるもの、要綱によるものに関わらず、検討をしていきます。

独自利用を検討している事務

- 避難行動要支援者名簿作成等に関する事務
- 小児の医療費の助成に関する事務
- ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務
- 私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務
- 就学援助費の交付に関する事務
- 特別支援教育就学奨励費負担金等の交付に関する事務

記載例

別表第 1

機関	事務
1 町長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	葉山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2

機関	事務	特定個人情報
1 町長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

別表第 3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	葉山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護法関係情報であって規則で定めるもの

今後のスケジュール

平成 27 年 6 月 9 日（火）～平成 27 年 7 月 9 日（木） パブリックコメント

平成 27 年 7 月 個人情報保護審査会への諮問及び答申の受領

平成 27 年 9 月議会 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（仮称）

平成 28 年 1 月 条例の施行